

玉川村商工会員のみなさまへ

福島第一原発の被害等への対応について(情報提供)

1 各種書類等の記録保持

(原子力損害の賠償に関する法律:3/21 民報・民友紙参照)

原子力損害賠償法が適用される場合等において、損害及び事故との因果関係を立証する各種記録が必要となることが予想されますので正確に残しておくこと。

○風評被害状況記録：取引先からの取引停止通知の内容・キャンセルの理由 等

○決算書類等：これまでの製造・取引・売上実績・23年度の製造計画 等

※ 決定ではありませんが、必要になる場合があるかも知れませんので、保管しておいてください。

2 放射線分析

必要に応じて放射線分析の自主検査を行う。(参考：下記の検査機関)

なお、過去の例では、原子力損害賠償法が適用され、必要な検査費用は損害として認定されているので、必ず受検記録を残すこと。

ただし、未だ原発事故が収束していないため、適宜、再検査が必要と考えられる。

(1) 食品検査

○ 無添加食品販売協同組合検査センター (東京都)

TEL 03-3298-3681 FAX 03-3298-3680

○ (財) 食品環境検査協会 横浜事務所 (神奈川県)

TEL 045-201-7031 FAX 045-201-9022

○ (財) 日本食品分析センター 多摩研究所 (東京都)

TEL 042-372-6711 FAX 042-372-6700

(2) 施設検査

○ (株)千代田テクノル 福島営業所

TEL 090-2411-1043

3 放射線の影響などの専門的な問い合わせ

県の放射線相談窓口 TEL 024-521-8127 (24時間受付)

4 県産品に係る各種情報に係る確認や問い合わせ

○ 福島県 県産品振興戦略課 TEL 024-525-4050 8:30~17:15

○ 福島県観光物産交流協会 物産部

TEL 024-525-4081 8:30~17:30 (除く土・日)

(添付資料：参考資料)

- ・ 3/21 民報、民友新聞記事
- ・ 我が国の原子力損害賠償制度の概要 (文部科学省作成)
- ・ JCO臨界事故時の原子力損害賠償対応について